

滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年12月27日(水) 13:30 ~ 15:00
- 2 場 所 Web会議(県庁東館7階大会議室)
- 3 議 題 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 惣田委員(委員長)、佐藤委員、野呂委員、畠委員、西田委員、堀委員、松四委員、水原委員、松田委員

5 内容

(1) 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について

- ・資料1~3、参考資料1、6について説明後の委員からの質疑は以下のとおり。

(委員)

本日の説明で、今後、どのように景観保全対策を進めて行かれるのかと、これまでの実績が分かった。前回までの審査会では、具体的な対策の方法論が分からないと審査できないと指摘があったが、今回ある程度払拭されたのではないかと思う。

一点、質問だが、本事業が資料3(事業者資料)景観検討の基本方針(案)の「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」のどれになるのかお教えいただきたい。

(事業予定者)

景観検討に当たりどの事業に分類されるかは、近畿地方整備局の中に設置される景観検討委員会において決定される。現時点でどの事業に分類されるか、確約はできないが、資料3の2ページに記載のとおり、「重点検討事業」に該当する事業には、自然公園法の特別地域内の事業であることという要件があるため、本事業は「重点検討事業」に該当する可能性が高い。

- ・資料4、参考資料2~5について説明後の委員からの質疑は以下のとおり。

(委員)

資料4、全般的事項(2)に、山側にルート変更がなされたことについて、「環境配慮が適切に行われたものと考えられる」と記載があるが、審査会では山側ルートを前提として、環境配慮を検討してきたのではないか。審査会で山側と琵琶湖側のルートを比較して検討した訳ではないのではないか。

(事務局)

ルート案については、配慮書案の段階で検討いただいたと認識している。一方で「計画段階での環境配慮が適切に行われた」は言い過ぎであり、「計画段階での環境配慮が行

われた」に修正してはどうかと考える。

(事務局)

先ほど、「配慮書案の段階でルートを含め、検討いただいた」と説明したが、他の事業と勘違いしていた。本事業については、滋賀県環境影響評価条例の施行日以前に都市計画決定されており、ルート変更により同条例に基づくアセス手続の対象となったため、方法書からの手続開始であった。そのため、ルート変更が決定された後の事業内容について、審査会で議論いただいている状況である。このため、「計画段階での環境配慮が適切に行われた」の「適切」という表現は削除させていただければと思う。申し訳ありません。

(委員)

ルートの変更に関わる議論がそもそも審査会の中でなかったのであれば、環境配慮がなされたか否かということだけでなく、ルートに関しては審査会の中で議論されたものではないということが分かる文章への修正をお願いします。

(事務局)

この全般的事項(2)では、準備書に記載されているルート変更の経緯を記載したいという意図であり、御指摘を踏まえて文章を修正する。

(委員)

先ほどの、参考資料3、4の住民意見を聞いて、住民への説明が足りていないのではないかと感じた。1つは湖岸沿いの現道拡幅案が山側バイパス案に変更になった理由の説明であり、もう1つは柵田景観が損なわれるということと柵田自体の多くの機能が失われるということは別にも関わらず、そういった説明が足りていないと感じた。

全般的事項以外に項目を設けて、「住民の方への十分な説明を行う必要がある」という意見を追加しても良いのではないかと考える。

(事務局)

事業予定者においては、複数回地元に入り説明をされていると聞いている。今回、公聴会で公述された方の中には最近移住されてきた方もおられたようで、そのためにルート変更の経緯を御存知なかった方もおられるのではないかと考えている。

一方で、アセス手続とは別の観点となるものの、住民の方への十分かつ丁寧な説明というのは非常に重要なことと思うので、「3その他」の項目を新たに設け、そのような意見を追加したい。

(委員)

資料4、個別的事項(1)動物・植物・生態系について、「小型哺乳類は大型のものに比べ移動能力が低いことや、保全対象とする種の繁殖時期等についても考慮すること」という文章があるが、小型哺乳類だけでなく、両生類と爬虫類も移動能力が低いので両種に関する記述も追加できないか。

(事務局)

承知した。記載を修正する。

(委員)

参考資料4、公述人2の発言の中にゲンゴロウが田んぼに戻ってきたという発言があるが、これが事実だとすると保全する必要性は高い。準備書にはゲンゴロウの記載はなかったと思うので、一度確認いただき、ゲンゴロウが生息していれば、評価書に記載を追加してほしい。

(事業予定者)

準備書において既に希少種のマルケシゲンゴロウのほか、シマゲンゴロウやコクロマメゲンゴロウの生息を確認しており、生息を踏まえた上で、準備書を作成している。

(委員)

ゲンゴロウは絶滅がかなり危惧されている種であり、小型ゲンゴロウとは異なるということを認識されていたのであればそれで結構である。

(事業予定者)

認識していた。

(委員)

植物の記載については案文の記載で差し支えないと思う。

(委員)

文化財の記載については差し支えないと思うが、景観に関して「つなぐ棚田遺産」に指定されている棚田の一部が改変されることについて、農林水産省から意見等はなかったのか。

(事務局)

県の棚田振興を所管する担当課から農林水産省に問い合わせたところ、道路の整備に

伴い登録が抹消されることはないとのことであった。一方、つなぐ棚田遺産の認定要件の1つに「棚田を含む地域振興に多様な主体や世代が参加していること」というものがあるため、道路整備をきっかけにそういった取組が廃れないよう、現段階においては、事業予定者において丁寧に事業の説明を行っていただき、住民理解の促進に努めていただく必要があると考えている。

(委員)

景観に関しては確実に影響があると思う。資料4、審査会意見(案)では、「環境保全措置は橋梁等のデザインや色彩等に配慮する抽象的な内容となっていることから、できる限り具体的な内容を示すこと」となっており、現状の計画ルートの中で設計を考慮するよう求める指摘となっているが、ルート計画そのものに対して、変更も含めて検討を行うよう言及することの必要性に関しては、他の委員の皆さんはどう思われるか。

(事務局)

事務局からこの審査会意見(案)についての考えを補足させていただきたい。資料4、個別的事項(2)の1行目の文章について、鵜川の眺望点からの予測評価については、景観検討の基本方針(案)の中で対応されるとの説明が事業予定者からあったが、アセス手続の中でも予測評価をしていただき、その影響を確認いただきたいということで記載している。

先ほど、委員から御指摘いただいた点については、アセス制度の中ではこの記載が限界ではないかと考えている。

(委員)

審査会としては景観に対して大きな影響があることを懸念しているということ事が分かるような記載にさせていただきたい。

(事務局)

承知した。全般的事項の中で、景観に対して大きな影響が懸念されることに言及してはどうかと思うが、いかがか。

(委員)

それで良いかと思う。

(委員)

資料4、全般的事項(2)に、なぜ審査会意見として前段部分が記載されているのか理解できなかったが、委員の指摘を受け、修正されるとのことであり、その文言がすぐには

出てこないのので何とも言えない部分があるが、少なくとも「適切に」という部分が除かれるということは分かった。

また、ルートが変更になったためにアセス手続の対象となったという事実が現在の全般的事項(2)の記載では読み取れず、何を指摘しようとしたのかが分からない。自然公園区域内であるということが言いたかったのか。

(事務局)

現在の文章はルート変更に対する評価に読めてしまう文章になっており適切ではなかった。ここでは、本事業のルート設定に至る経過を記載したいと考えており、審査とは別になるが、本事業の説明であるということが分かる文章に記載を修正したい。

また、その上で、事業予定地は自然公園区域であるため、景観等をはじめとする環境への影響を回避低減していく必要があるというような記載にする必要があるのではないかと考えている。

(委員)

柵田に関する景観への影響の観点から、柵田というキーワードが2回ほど出てきており、それに対する影響の低減を図ることという趣旨の意見が審査会意見(案)に書かれている。しかし、柵田には、例えば防災上の機能等があり、そういった機能が損なわれないように配慮するようにといった、柵田の機能性に対する配慮が意見(案)の中に入っていない。この道路建設事業が、柵田の持つ防災上の機能を阻害するとは思わないが、そういった観点からの影響評価を行う、あるいは影響低減を図る必要があるといった文章を意見の中に入れる余地はあるか。

(事務局)

予測評価まで求めるとなると、環境影響評価の中では難しいかと思うが、柵田の有する機能についても十分考慮した道路設計にしていくよう配慮を求めることについては、審査会意見の中に入れ込む余地はあるのではないかと思うので、検討する。

(委員)

全般的事項の(5)に「自然環境の状況変化を十分に把握した上で」という記載が既にあるので、そこに柵田の多面的機能の維持に関しても含まれているようにも思う。

(事務局)

委員の御指摘を踏まえ、どの部分で言及すべきか、改めて検討する。

(委員長)

棚田の有する機能とは具体的にはどのようなものがあるか。

(委員)

一般的に田んぼは、水を貯留する機能があり、洪水リスクを緩和するということが言われている。田んぼに水がはっていない時期であれば、水を貯留し水の流出を低減させることができると考えられるが、この鵜川地区の棚田が、この面積とこの勾配でそういった機能を発揮しているか否かというのは、もう少し詳しく計算してみないと分からない。

住民意見では、この棚田を道路が横断すると景観に影響があるということにとどまらず、他のことにまで大きな影響を及ぼし棚田が台無しになってしまうといった混乱が生じているようにも思う。先ほど、委員からも景観に影響があることと、生態系に影響があることは全く別であるという指摘もあったが、私もその通りだと思っており、その混乱が色々な住民意見を生んでいるようにも思えたので、切り分けて、環境影響評価の中では考えていく必要がある。

(委員長)

道路が横断することによる、棚田の持つ機能への影響については、小さいという理解で良いか。

(委員)

面的な広がりを持つ棚田に線形の開発が行われるので、棚田の持つ機能への影響についてはそれほど大きくないだろうと思う。

(委員長)

住民の混乱を少しでも小さくするために、棚田の多面的機能の維持に関する配慮についても審査会意見の中で言及すべきという御意見と理解して良いか。

(委員)

審査会としても、棚田が多面的機能を有しており維持する必要があることを考えており、そうした観点からの影響の予測評価をすべきということを審査会意見の中で述べるのが重要と認識している。

(委員)

琵琶湖に近い場所に位置しており、流域の最下流に位置する棚田であり、先ほど指摘のあったように面的に広がる棚田に線形の改変がなされるので、面積比率から言うと水の流出量が増大する可能性はあまり大きくないと思う。ただ、影響がないとは言えないし、

もともと有していた機能のうち失われる機能もあると思う。例えば、水の浸透がなくなり流出量が増えるといった影響は確実に生じる。しかし、それにより何か問題が生じるということにもならないと思う。

先ほど、公聴会での住民意見の中に日照など営農そのものに関する影響についての指摘があった。よって、審査会意見の中で、棚田の持つ多面的機能に言及するのであれば営農環境への影響についても言及して欲しいと思う。

全般的事項(2)のルート変更に関する言及については、私も違和感があり、なぜこれを審査会意見の中で言わないといけないのかという感覚であったが、先ほどからの議論をお伺いして、「本事業は当初計画からルート変更が行われた結果、環境影響評価の対象となった」という一言が前にあれば良く、ルート変更が何のために行われ、それにより何がもたらされたのかについては、審査対象としていないので、事実関係だけ記載いただきたいと思う。

(事務局)

全般的事項(2)については、御指摘のとおりであり、修文する。

また、棚田の多面的機能の維持の必要性への言及についても検討する。

(委員長)

それでは、他に意見はないようであり、本日の意見を踏まえ、審査会意見を取りまとめていきたいと思う。細かいところは私と事務局で調整させていただくので、御了承いただきたい。

(事務局)

本日は欠席の委員もおられるので、本日の審査会の状況を事務局において欠席委員に説明した上で、本日の意見も含め、審査会意見(案)を修正したい。その後、全委員に諮ったうえで委員長と調整し最終決定としたい。

【以上】